

1 第25回男女雇用機会均等月間について

厚生労働省では、男女雇用機会均等法（以下「均等法」という。）の公布日（昭和60年6月1日）を記念して、昭和61年以降毎年6月を「男女雇用機会均等月間」と定め、職場における男女均等について労使を始め社会一般の認識と理解を深める機会としているところである。

第25回にあたる本年は、労使を始め社会一般に対する均等法の一層の周知徹底、ポジティブ・アクション（男女労働者間に事実上生じている格差の解消に向けた企業の自主的かつ積極的な取組）の趣旨及び内容の正しい理解の促進を目標として、「私も会社もステップアップ～ポジティブ・アクションでチャンスを活かせ～」をテーマに実施する。

（資料1「第25回男女雇用機会均等月間実施要綱」参照）

●● 第25回 男女雇用機会均等月間 ●●

私も会社もステップアップ

ポジティブ・アクションで
チャンスを活かせ

ポジティブ・アクションを推進しています

ポジティブ・アクションの
シンボルマークです。

6月は男女雇用機会均等月間です！

職場での男女均等取扱いやセクシュアルハラスメント等に関する相談、
ポジティブ・アクションに関する相談・お問い合わせは
都道府県労働局雇用均等室へ
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/roudoukyoku/index.html>

厚生労働省

（周知用ポスター）

2 ポジティブ・アクションについて

- ◆ 協議会を7月1日(木)に開催し、各委員自らポジティブ・アクション宣言を発表。
- ◆ ポジティブ・アクション普及促進のためのシンボルマークの愛称を募集。

(1) ポジティブ・アクション宣言について

企業が自主的にポジティブ・アクションに取り組むことを促す仕組みとして、行政と経営者団体が連携し、平成13年度より「女性の活躍推進協議会」を開催している。

協議会では、ポジティブ・アクションの取組の普及、促進に向けた「発信・行動」をキーワードに、協議会やシンポジウムの開催、ポジティブ・アクションに取り組む企業の参考となる各種資料の作成、ポジティブ・アクション普及促進のためのシンボルマークを募集・決定する等、様々な活動に取り組んでいる。


本年度は、「ポジティブ・アクション宣言」として、

- ・女性の活躍推進に関する企業としてのビジョン・方針
- ・取組内容（又は取組の方向性）
- ・経営トップからのメッセージ

を取りまとめるとともに、「ポジティブ・アクション宣言サイト」を開設し、事業主をはじめ国民に広く周知することを通じて、より多くの企業にポジティブ・アクションの取組を促していく。

(サイトイメージ)

◇ポジティブ・アクション宣言サイト◇



ポジティブ・アクション普及促進の
ためのシンボルマーク名称決定！

ポジティブ・アクションへの関心、認知度を高め、ポジティブ・アクションの取組に向けた社会的無業の醸成を図るため、女性の活躍推進協議会の賛賛所請企業では、
①女性の活躍推進に寄与する企業としてのビジョン・方針
②取組内容（又は取組の方向性）
③企業トップからのメッセージ
を「ポジティブ・アクション宣言」として発信していただきます。

より多くの企業のみならず、ポジティブ・アクション宣言を、取り込まれることを願っています。

私たち、宣言します。Do! ポジティブ・アクション!

◎企業トップからのメッセージ
◎ポジティブ・アクション宣言企業
(アイコンをクリックすると、見ることができます。)

中部電力株式会社	株式会社ベネッセ コーポレーション	イオン株式会社	株式会社日本色材 工業研究所
ソニー株式会社	オムロン株式会社	株式会社資生堂	株式会社みずほフ ィナンシャルグル
株式会社キュービ タス	株式会社アテナ	(50音順)	

(2) 平成22年度第1回女性の活躍推進協議会の開催について

平成22年度第1回女性の活躍推進協議会を、下記のとおり開催する。
各委員自らポジティブ・アクション宣言を発表するとともに、各委員によるフリー
トーキングを行う。会議はマスコミフルオープンで行うとともに、一般の方からの
傍聴を募ることとする。

(資料2「女性の活躍推進協議会開催要綱」参照)

平成22年度第1回女性の活躍推進協議会の開催について

- 1 日時 平成22年7月1日(木) 13:00~15:00
- 2 場所 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省省議室(中央合同庁舎5号館9階)
- 3 議事 ・ポジティブ・アクション宣言の発表
・フリートーキング
- 4 傍聴者 若干名
- 5 傍聴者募集要領
 - (1) 傍聴を希望される方は、ファクシミリ又は電子メールにて(2)の事項を記載の上、お申し込みください。
 - (2) 記載事項
 - ・件名は“7月1日協議会傍聴希望”と記載してください。
 - ・傍聴希望者のお名前(ふりがな)、連絡先住所、電話、ファックス番号
 - ・(お差し支えなければ)勤務先または所属団体
 - (3) 申込先
厚生労働省雇用均等・児童家庭局雇用均等政策課均等業務指導室
FAX番号 : 03(3502)6762
E-mail : KJKOYO■mhlw.go.jp (迷惑メール対策のため、@を■で表記しています。
お手数ですが、■を@に置き換えてご使用ください。
 - (4) 申込締切
平成22年6月21日(月)【必着】
 - (5) その他
 - ・申込の際は、必ず「傍聴される皆様への留意事項」をお読みください。
 - ・傍聴希望者が多数の場合は抽選により傍聴できる方を選定いたしますので、ご了承ください。抽選の結果、傍聴可能な方に対してのみ、事前にご連絡をいたします。

(照会先)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

雇用均等政策課均等業務指導室社会参加支援係 谷中(やなか)

電話(代表) 03-5253-1111 (内線7844)

(3) ポジティブ・アクション普及促進のためのシンボルマークの愛称募集について

女性の活躍推進協議会では、ポジティブ・アクションの普及促進のためのシンボルマークを募集し、厳正な審査の結果、平成22年2月19日に発表しているところであるが、より多くの方々に知ってもらうため、わかりやすく、親しみやすい愛称を募集する。

(資料3「ポジティブ・アクション普及促進のためのシンボルマーク」参照)

ポジティブ・アクション普及促進のためのシンボルマークの愛称募集要領

1. 趣旨・目的

女性の活躍推進協議会(座長 福原 義春 株式会社資生堂名誉会長)は、ポジティブ・アクションへの関心、認知度を高め、ポジティブ・アクションの取組に向けての社会的機運の醸成を図るため、企業、労使団体等がポジティブ・アクションの普及促進の趣旨に賛同して活動を行う際に利用することができるシンボルマークを募集し、厳正な審査の結果、平成22年2月19日に決定・発表したところですが、より多くの方々に知っていただくため、わかりやすく、親しみやすい愛称を募集します。

2. 応募資格

特に限定いたしません。

3. 応募方法

官製(私製)はがき、封書、ファクシミリ又はメールで応募してください。

応募に当たりますは、作品のほか、作品に関するコメント、郵便番号、住所、氏名(ふりがな)、職業、電話番号を必ず記入してください。

1人何点でも応募できますが、はがき1枚又は応募用紙(任意様式)1枚につき、1作品を記入してください。(複数応募する場合には、必要な枚数をお送りください。)

4. 応募締切

平成22年6月21日(月)必着。郵送の場合は、当日消印有効とします。

5. 応募先

女性の活躍推進協議会事務局

厚生労働省雇用均等・児童家庭局雇用均等政策課均等業務指導室

(1) 郵送：郵便番号 100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2

(2) ファクシミリ 03(3502)6762

(3) 電子メール KJKOYO@mhlw.go.jp (迷惑メール対策のため、@を■で標記しています。

お手数ですが、■を@に置き換えてご使用ください。)

6. 作品の取扱い

- (1) 応募作品の著作権・使用权等一切の権利は厚生労働省に帰属するものとします。
- (2) 応募作品は、未発表かつ自作の作品に限ります。
- (3) 応募作品は返却いたしません。

7. 発表等

女性の活躍推進協議会委員により厳正に審査を行い、決定します。

当選結果は当選者本人に連絡の上、平成22年7月1日に行われる「女性の活躍推進協議会」の場で、公表する予定です。

8. 問い合わせ先

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

雇用均等政策課均等業務指導室社会参加支援係 谷中（やなか）

03-5253-1111（内線7844）

◎ポジティブ・アクション普及促進のためのシンボルマーク



<マークの解説>

ポジティブ・アクションの頭文字「P」と「a」を組み合わせ、創造と活力あふれる女性の姿をデザイン。女性の能力発揮を図り、男女の均等な機会や待遇の確保のために企業が取り組む、男女平等の社会づくりが浸透し、男女ともいきいきと活躍する未来の実現をアピールしたものです。

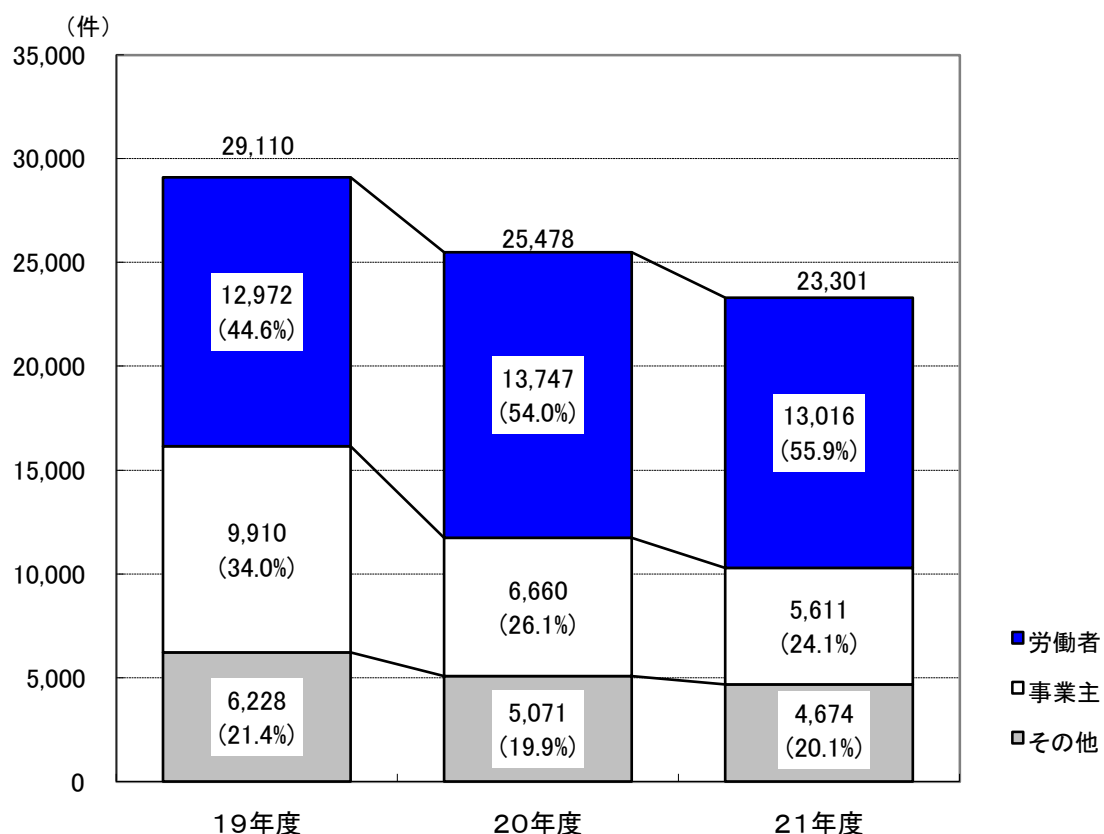
3 平成21年度男女雇用機会均等法の施行状況について

(1) 都道府県労働局雇用均等室への相談

- ◆ 相談件数は約2万3千件。
- ◆ 労働者からの相談割合は引き続き増加し、全体の過半数。
- ◆ セクシュアルハラスメントに関するものが最多。次いで、妊娠・出産等を理由とした不利益取扱いに関するもの、母性健康管理に関するものが併せて3割。

○ 平成21年度に都道府県労働局雇用均等室に寄せられた均等法に関する相談は23,301件で、平成19年の法改正以降、減少傾向にあるものの、労働者からの相談割合は引き続き増加しており、全体の過半数を占めている。(図1)

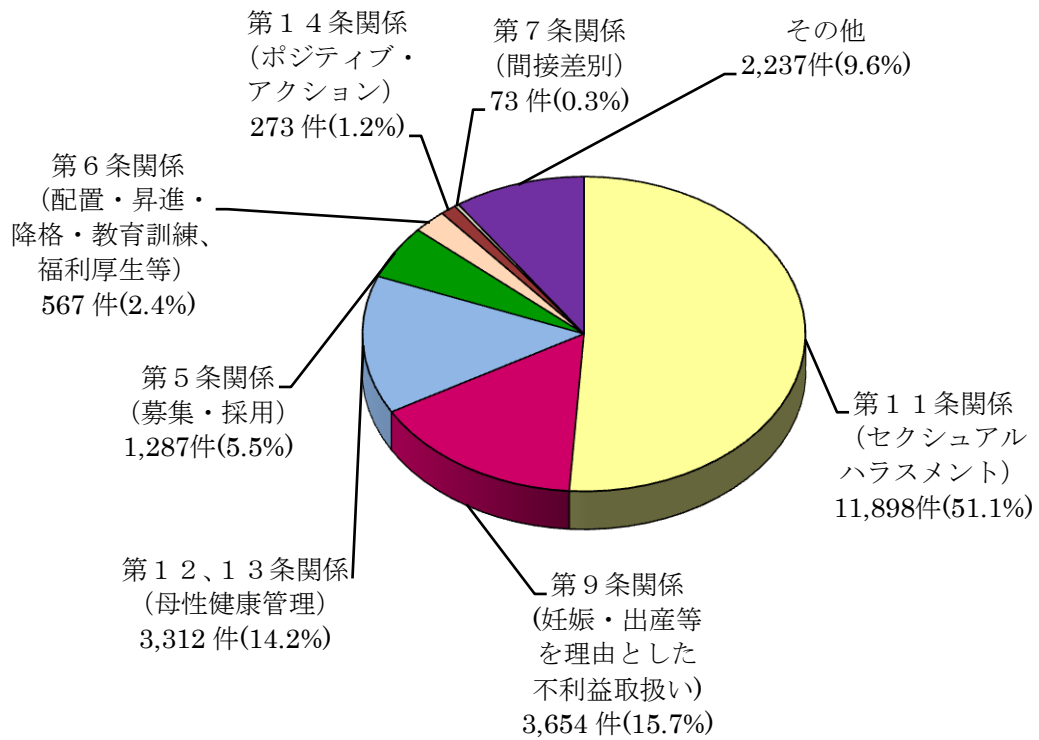
図1 相談件数の推移



○ 内容をみると、最も多いのはセクシュアルハラスメント(第11条)に関するもので11,898件と、相談件数全体の過半数を占めている。次いで、妊娠・出産等を理由とした不利益取扱い(第9条)に関するものが3,654件、母性健康管理(第12、13条)に関するものが3,312件で、併せて全体の3割を占めている。(図2)

- 相談内容について相談者の属性別にみると、男女労働者及び事業主のいずれも、セクシュアルハラスメント（第11条）に関するものが最も多く、次いで、女性労働者は妊娠・出産等を理由とした不利益取扱い（第9条）に関するもの、男性労働者は募集・採用（第5条）に関するもの、事業主は母性健康管理（第12、13条）に関するものが多い。

図2 相談内容の内訳



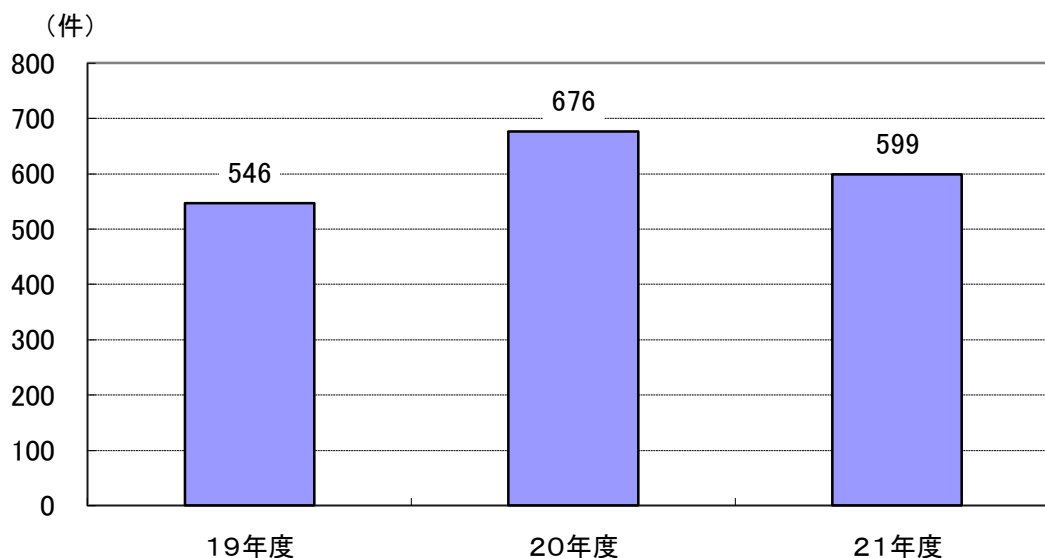
(2) 紛争解決の援助

① 都道府県労働局長による紛争解決の援助(均等法第17条)

- ◆ 紛争解決の援助の申立件数は599件。
 - ◆ セクシュアルハラスメントに関するものが最も多いが、妊娠・出産等を理由とした不利益取扱いに関するものの割合が増加。
 - ◆ 援助を終了した事案の7割超が解決。
- (資料4「都道府県労働局長による紛争解決の援助事例」参照)

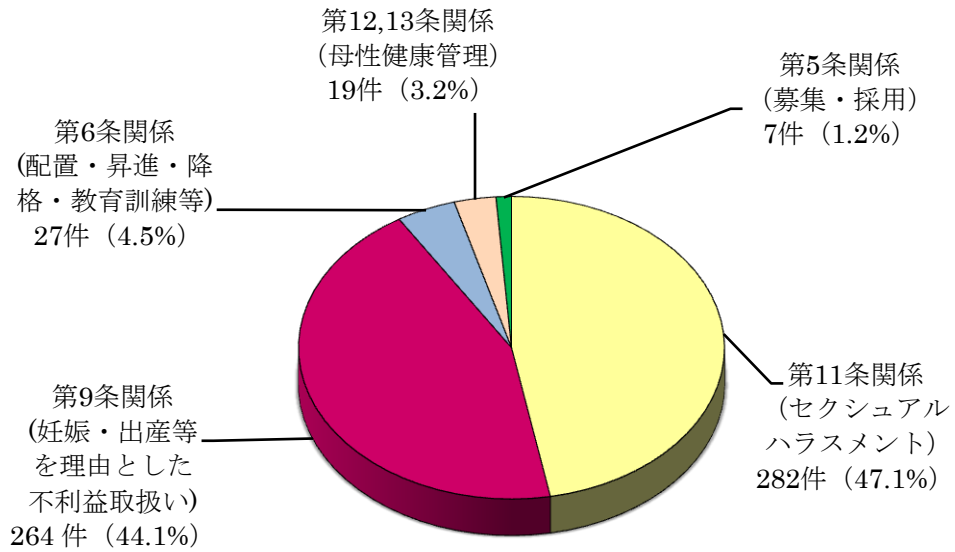
- 平成21年度に新たになされた均等法第17条に基づく紛争解決の援助の申立件数は599件で、女性労働者からの申立が583件と大部分を占めるが、男性労働者から11件、事業主から5件の申立があった。(図3)

図3 都道府県労働局長による紛争解決の援助の申立受理件数の推移



- 申立の内容をみると、セクシュアルハラスメント(第11条)に関するものが282件と最も多いが、全体に占める割合は減少している。次いで、妊娠・出産等を理由とした不利益取扱い(第9条)に関するものが264件で、全体に占める割合は前年度と比べて増加し、平成21年度、初めて4割を超えている。(図4)
- 平成21年度中に援助を終了した事案591件(前年度から引き続いて援助を行ったものを含む。)のうち、7割を超える425件について都道府県労働局長による援助を行った結果、解決に至っている。

図4 紛争解決の援助内容の内訳

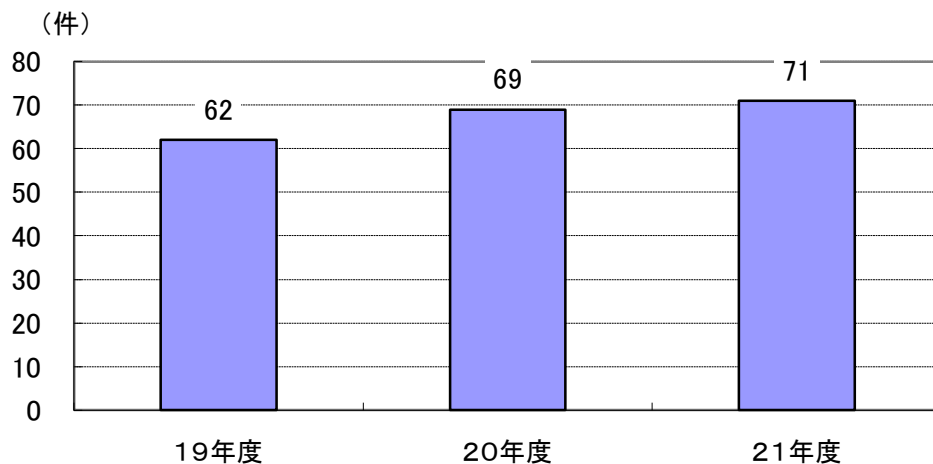


② 機会均等調停会議による調停(均等法第18条)

- ◆ 調停申請受理件数は71件で、引き続き増加。
- ◆ セクシュアルハラスメントに関するものが最多。男性や事業主からの申請も。
(資料5「機会均等調停会議による調停事例」参照)

○ 平成21年度の調停申請受理件数は71件と、改正法施行後、一貫して増加している。女性労働者からの申請が67件と大部分を占めるが、男性労働者から1件、事業主から3件の申請があった。(図5)

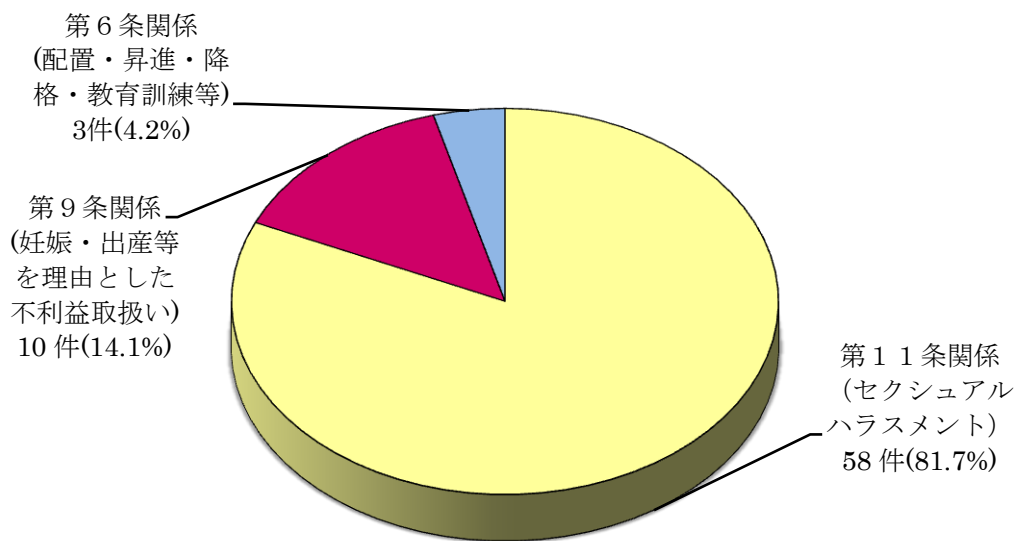
図5 機会均等調停会議による調停申請受理件数の推移



○ 申請の内容をみると、セクシュアルハラスメント（第11条）に関するものが58件と最も多く、依然として全体の8割近くを占めており、次いで、妊娠・出産等を理由とした不利益取扱い（第9条）に関するものが10件となっている。（図6）

○ 調停の実施結果をみると、調停が開始された73件（前年度に受理したものを含む。）のうち調停案の受諾勧告を行ったものが26件で、そのうち22件が調停案を双方受諾し、解決に至っている。

図6 調停申請受理件数の内訳



(3) 都道府県労働局雇用均等室における是正指導

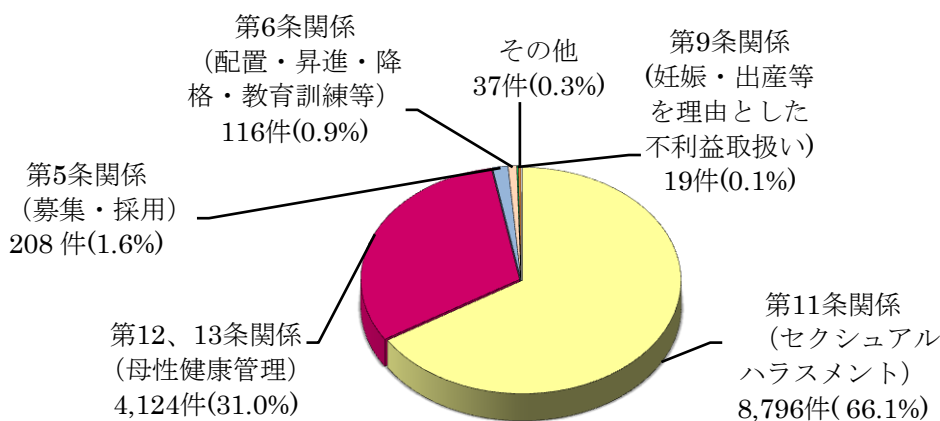
- ◆ 是正指導件数は、約1万3千件。
- ◆ セクシュアルハラスメントに関するものが最も多い。

- 平成21年度は、4,929事業所を対象に報告徴収を実施し、このうち何らかの均等法違反のあった4,477事業所に対し、13,300件の是正指導を行った。(表1)
- 指導事項としてはセクシュアルハラスメント(第11条)に関するものが最も多く、依然として全体の6割を占めている。(図7)
- 前年度から引き続いて指導を行った事案も含め、全体の9割超が平成21年度中には是正されている。

表1 是正指導件数の推移 (件)

	19年度	20年度	21年度
第5条関係 (募集・採用)	257	222	208
第6条関係 (配置・昇進・降格・教育訓練等)	207	177	116
第7条関係 (間接差別)	5	1	0
第9条関係 (妊娠・出産等を理由とした不利益取扱い)	28	32	19
第11条関係 (セクシュアルハラスメント)	9,854	9,238	8,796
第12条、13条関係 (母性健康管理)	4,675	3,871	4,124
その他	43	37	37
合計	15,069	13,578	13,300

図7 是正指導件数の内訳



4 夜間・土曜日 均等法、育介法、パート法等電話相談事業の開始について

雇用情勢の悪化により、妊娠・出産、産前産後休業及び育児休業等の申出又は取得を理由とする解雇その他の不利益取扱いに関する相談が増加しているが、こうした相談の中には、緊急を要するものも多い。このため、厚生労働省では、緊急事案等について事業主及び労働者等の抱える問題の早期解決を図ることを目的として、全国社会保険労務士会連合会に委託し、平日夜間（午後5時～午後8時）や土曜日（午前10時～午後6時）に電話による相談対応や必要な情報提供を行う事業を実施することとした。（URL：<http://www.shakaihokenroumushi.jp/2010/ouen-dial/>）

全国社会保険労務士会連合会

「大切な仕事は女には任せられない、と上司に言われました」、
「子どもを産んだら、辞めさせられたんです」、
「パートですが、何年働いても賃金が上がりません」。
働く中で行き当たる悩みって、いろいろありますよね。
ひとりで悩まず、ぜひ私たちに相談ください。

労働者、事業主のみならず、会社での男女差別や、セクハラ、育児・介護休業、パートタイム労働問題に、社会保険労務士が親切丁寧にお答えします。

夜間・土曜日対応
相談無料

0120-07-4864 (フリーダイヤル) 0570-07-4864 (東京電話局内線)

●受付時間：月～金 午後5:00～午後8:00 ●メール相談：メールでは24時間相談できます。
土 午前10:00～午後6:00

●受付期間：平成23年3月31日まで

(周知用ポスター)

- 添付資料1 第25回男女雇用機会均等月間実施要綱
- 添付資料2 女性の活躍推進協議会開催要綱
- 添付資料3 ポジティブ・アクション普及促進のためのシンボルマーク
- 添付資料4 都道府県労働局長による紛争解決の援助事例
- 添付資料5 機会均等調停会議による調停事例